

HELLO！ 南三陸町地域おこし協力隊

町内に移住し、町の活性化を目指して日々活動に励んでいる地域おこし協力隊員をご紹介します。

南三陸ワイン事業化推進員



名前：正司 勇太
出身地：東京都
着任：2017年8月
趣味：将棋（初段目指しています）、ラグビー、ワイン

メッセージ：昨年から本格的にワイン造りを開始、2154本のワインを瓶詰めし、宮城県では初めて日本ワインコンクール2019で奨励賞を受賞をすることができました。ブドウ栽培やワイン醸造について悩むこともありましたが、地域の皆さんのご協力や研修先でのご指導のおかげでここまですることができました。今年は入谷地区で栽培しているシャルドネをわずかながら収穫し、南三陸産ブドウを使ったワインができる予定なので、楽しみにしててください。

☎ 企画課地方創生・官民連携推進室 ☎46-1371

市街地活性化支援員



名前：井原 健児
出身地：北海道小樽市
着任：2018年1月
趣味：人と接すること、食べること、飲むこと、作ること、体を動かすこと、笑うこと

メッセージ：「食」と「スポーツ」をコンセプトに、子ども、大人問わず、町に暮らす皆さんが楽しみながら、交流できる場所を市街地に作り出すために活動しています。楽しいことが好きなので、町内外のイベントに出店したり顔を出したりしています。見かけた際には気軽に声をかけてください！

もっと詳しく知りたい人はWEBページへ！



毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～10月11日は「犯罪の防止に向けた活動を行う日」です～

10月11日から10月20日は全国地域安全運動が実施されます。

10月11日は国の「安全・安心なまちづくりの日」です。

全国地域安全運動は、防犯協会をはじめとする地域安全に関する機関、団体、そして警察が期間を定め、地域安全運動をさらに強化するとともに、安心して暮らせる美しい地域社会の実現を図ることを目的に昭和52年より毎年開催している運動です。平成17年には、各地域における取組意欲をさらに高めるため、10月11日が国の「安全・安心なまちづくりの日」と定められました。

子どもを犯罪から守りましょう！

子どもが巻き込まれる痛ましい事件が相次いで起きています。

子どもを取り巻く環境が変わって来ている中で、今の時代にあった安全対策が必要です。子どもを守るもつとも影響力の大きい人は、誰よりも親であるという意識を持って「うちの子は大丈夫」という根拠のない思い込みがないか、もう一度安全対策を見直してみましょう。

防犯チェックポイント

- ◆知らない人にはついていかない
- ◆一人で遊ばない
- ◆外に出掛ける時は、お家の人に
 - 誰と、どこで遊ぶか（勉強するかなど）
 - 何時頃帰ってくるかを言って出かける
- ◆連れていかれそうになったら大声で「助けてー！」と叫ぶ



日頃から「話す、聞く」を習慣づけ、子どもの様子をよく見て普段と異なるときは優しく声をかけてあげましょう。

☎ 総務課危機対策係 ☎46-1376

教えて！ 消費生活相談所

最近、消費者トラブルの相談や被害が増えています。トラブルや被害を防ぐために事例や注意点などをシリーズで紹介しますので、参考にしましょう。

軽減税率とは？

10月1日から消費税が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率（消費税8%）の対象品目は酒類・外食を除く飲食品と新聞（週2回以上発行され、定期購読契約をしているもの）となっています。これにより、似たようなものでも税率が異なることがあるので注意が必要です。例を2つ紹介します。

1つ目の例は、しょうゆとみりんです。両方とも料理に使用する調味料ですが、しょうゆは飲食品のため消費税8%です。しかし、みりんはアルコールを含んでいるため酒類に分類され、消費税10%になります。

2つ目の例は、ミネラルウォーターと水道水です。ミネラルウォーターは飲用のため飲食品扱いとなり、消費税8%です。しかし、水道水は飲用以外にも洗濯や風呂などに使われるので、飲食品ではなく消費税10%となります。

これらの例以外にも、似ているけれど消費税が異なるものがあります。詳しくは、国税庁のホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）などを確認して、軽減税率について正しい知識を身につけましょう。

☎ 消費者ホットライン ☎188 [土・日曜日受付可]
南三陸町消費生活相談所 ☎29-6215

労働力確保対策に係る制度を創設します

現在、当町で課題となっている労働力不足の解消を図るため、町内の中小企業者などや町内企業への就業者を対象とした支援制度を創設します。

（企業説明会・就職セミナーの開催費用など）

- 補助限度額：50万円
- 補助率：補助対象経費の1/2

2 就労奨励金

町内企業などへ就業した新規学卒者およびU・Iターン者が一定期間継続して勤務した場合に奨励金を支給するもの。

- 対象者：新規学卒者またはU・Iターン者で町内企業などへ就業した者
- 奨励金支給額：最大30万円
 - 1年目 継続して6ヶ月以上雇用された場合に20万円を支給
 - 2年目 継続して18ヶ月以上雇用された場合に10万円を支給

各制度ともに他にも様々な要件がございますので、活用を検討される場合はお問い合わせください。

☎ 商工観光課商工業立地推進係 ☎46-1385

1 労働力確保対策事業補助金

①町内中小企業者などが実施する労働力確保対策事業に対し、補助を行うもの。

- 対象者：町内中小企業者など
- 補助対象経費：労働力確保対策事業に係る経費（求人サイトおよび広告掲載料、求人リーフレットの印刷製本費など）
- 補助限度額：30万円
- 補助率：補助対象経費の1/2

②公益的団体が実施する労働力確保対策事業に対し、補助を行うもの。

- 対象者：南三陸商工会、商工業振興を目的として組織している団体
- 補助対象経費：労働力確保対策事業に係る経費

令和元年度 南三陸町成人式

町では、大人への一歩を踏み出していく新成人を祝し、成人式を開催します。

- 日 時 令和2年1月12日（日）午後1時30分～（予定）
- 場 所 ベイサイドアリーナ
- 対象者 平成11年4月2日から平成12年4月1日生まれで、南三陸町内の中学校を卒業した人

☎ 志津川公民館（生涯学習センター内）☎46-1341